

規制シート(様式)

200201000310001

平成28年12月22日

規制の名称	大気汚染防止法による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	大気汚染防止法(昭和43年法律97号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水・大気環境局大気環境課 大気環境課長・瀧口 博明
規制目的	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することにより、被害者の保護を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<p>固定発生源(工場や事業場)から排出される大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙を排出する者は、排出基準に適合しないばい煙の排出をしてはならない。 ・ ばい煙発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。 ・ ばい煙を排出する者は、施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。 ・ 故障、その他事故が起こり、ばい煙等が多量に排出されたとき、ばい煙排出者は復旧に努め、都道府県知事に届け出なければならない。 	関連する予算	大気汚染防止規制等対策推進費 (平成28年度予算 45百万円) 等
規制の最近の改廃経緯	ばい煙の排出状況の測定結果の記録・保存義務の創設及び未記録・虚偽の記載等に対する罰則の創設、排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進、大気汚染の防止に関する事業者の責務規定の創設(平成22年)	関連する政策評価結果	平成27年度政策評価(事後評価) http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo_sheet/3_1.pdf
規制を維持、改革又は新設する理由	大気環境の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するために、現行の規制の維持が必要。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持 (平成22年の改正部分(事故時の措置の対象の追加等)については法の施行の状況を取りまとめ、その結果を踏まえ検討する。)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	平成22年の改正部分(事故時の措置の対象の追加等)については法の施行の状況を取りまとめ、その結果を踏まえ検討する。		
見直し条項	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)附則第4条)		
次の見直し時期	平成33年度		